

野洲市景観影響調査指針

平成 27 年 12 月 1 日

告示第 173 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 景観影響調査の手法の選定等（第 3 条—第 9 条）
- 第 3 章 景観形成のための措置（第 10 条—第 13 条）
- 第 4 章 景観影響調査書の作成方法（第 14 条）
- 第 5 章 雑則（第 15 条）

付則

野洲市景観条例施行規則（平成24年野洲市規則第 7 号）第15条第 1 項の規定による景観影響調査指針として野洲市景観調査指針を次のとおり定めるものとする。

第 1 章 総則

（景観影響調査実施の基本方針）

第 1 条 対象行為に係る景観に与える影響の調査の実施に当たっては、野洲市景観形成方針(平成 23 年 9 月策定)に掲げる野洲市の景観の構成及び滋賀県景観計画（平成 20 年滋賀県告示第 289 号）で定める湖国風景づくり宣言に掲げる景観特性の保全に十分に配慮するものとする。

（用語）

第 2 条 この野洲市景観調査指針（以下「調査指針」という。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象行為 景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 16 条第 1 項各号に掲げる行為（野洲市景観計画(平成 24 年 10 月 31 日策定)に定める琵琶湖景観形成地区内（琵琶湖景観形成特別地区を含む。）（以下単に「琵琶湖景観形成地区内」という。）における野洲市景観条例（平成 24 年野洲市条例第 2 号）第 2 条第 3 号（ただし、イを除く。）に規定する大規模建築物等の新築若しくは新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更に係るものに限る。）をいう。
- (2) 行為者 対象行為をしようとする者をいう。
- (3) 景観影響 対象行為の実施が景観に及ぼす影響をいう。
- (4) 景観影響調査 景観影響について調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程において対象行為に係る景観形成のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における景観影響を総合的に評価することをいう。

2 前項に規定するもののほか、この調査指針において使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

第 2 章 景観影響調査の手法の選定等

（景観影響についての調査及び予測の手法の選定等に関する事項）

第 3 条 景観影響についての調査及び予測の手法の選定並びに評価の手法に関する事項については、次条から第 9 条までに定めるところによる。

（行為の特性及び地域特性の把握）

第 4 条 行為者は、対象行為に係る景観影響についての調査及び予測の手法を選定し、並

びに評価するに当たっては、当該選定を行い、及び評価するのに必要と認める範囲内で、景観に影響を及ぼす対象行為の内容（以下「行為特性」という。）並びに対象行為が実施される区域（以下「対象行為実施区域」という。）、その周囲の景観の状況及び自然的社会的状況（以下「地域特性」という。）に関し、次に掲げる情報を把握するものとする。

(1) 行為特性に関する情報

- ア 対象行為の場所
- イ 対象行為の種類
- ウ 対象行為の規模
- エ その他の対象行為に関する事項

(2) 地域特性に関する情報

ア 景観の状況

(ア) 琵琶湖、内湖、樹林、山並み、独立峰等の自然景観資源、歴史的建造物、寺院、集落等の人文景観資源その他の景観資源の状況

(イ) 公園、水泳場、史跡名勝その他の不特定多数の者が利用する場所で、景観資源を眺望できるものの分布の状況

イ 地形の起伏その他の自然的状況

ウ 社会的状況

(ア) 土地利用の状況

(イ) 湖辺の利用の状況

(ウ) 交通の状況

(エ) 景観の保全に関する法令、条例等により指定された地区及び当該地区に係る規制の内容その他の状況

(オ) その他の事項

2 行為者は、前項第2号に掲げる情報を現地の状況の確認及び文献その他の資料により把握するものとする。この場合において、行為者は、現地の状況の確認の方法及び当該資料の出典を明らかにできるよう整理するとともに、必要に応じ、県、関係する市町、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者から聴取するよう努めるものとする。

(調査の手法の選定)

第5条 行為者は、対象行為に係る景観影響についての調査の手法を、別表に掲げる調査の手法を基準として、景観影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できるよう選定するものとする。

(予測の手法の選定)

第6条 行為者は、対象行為に係る景観影響についての予測の手法を、別表に掲げる予測の手法を基準として、景観影響を評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できるよう選定するものとする。

(手法選定に当たっての留意事項)

第7条 行為者は、対象行為に係る景観影響についての調査及び予測の手法の選定を行ったときは、選定された手法及び選定の理由を明らかにできるように整理するものとする。

(評価の手法)

第8条 行為者は、対象行為に係る景観影響についての調査及び予測の結果の評価を琵琶湖景観形成地区内における景観形成基準（以下「景観形成基準」という。）により行うものとする。

(評価に当たっての留意事項)

第9条 行為者は、対象行為に係る景観影響についての評価を行うに当たって、行為者以外の者が行う景観形成のための措置（以下「景観形成措置」という。）の効果を見込む場合には、当該措置の内容を明らかにできるようにするものとする。

2 行為者は、対象行為に係る景観影響についての評価を行うに当たって、景観影響に関する既往の知見その他の評価のために必要な情報を参考にする場合には、当該知見その他の評価のために必要な情報の内容を明らかにできるようにするものとする。

第3章 景観形成のための措置

(景観形成措置に関する事項)

第10条 景観形成措置に関する事項は、次条から第13条までに定めるところによる。

(景観形成措置の検討)

第11条 行為者は、景観影響がないと判断される場合及び景観形成基準に適合していると判断される場合以外の場合にあっては、行為者により景観影響をできる限り回避し、又は低減すること及び景観形成基準への適合に努めることを目的として景観形成措置を検討するものとする。

(検討結果の検証)

第12条 行為者は、前条の規定による検討を行ったときは、対象行為に係る景観影響ができる限り回避され、又は低減されているかどうかを検証するものとする。

(検討結果の整理)

第13条 行為者は、第11条の規定による検討を行ったときは、次に掲げる事項を明らかにできるように整理するものとする。

- (1) 景観形成措置の実施主体、方法その他の景観形成措置の実施の内容
- (2) 景観形成措置の効果及び当該景観形成措置を講じた後の景観の状況の変化
- (3) 景観影響の回避若しくは低減又は景観形成基準への適合が困難である場合は、その理由

第4章 景観影響調査書の作成方法

第14条 行為者は、対象行為に係る景観影響調査書（以下「調査書」という。）を作成するに当たっては、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 対象行為の場所
- (2) 対象行為の種類
- (3) 対象行為の規模
- (4) 対象行為が実施される期間
- (5) 対象行為の内容に関する事項であって、その変更により景観影響が変化することとなるもの
- (6) 対象行為実施区域及びその周囲の概況
- (7) 対象行為に係る景観影響調査を実施した地域

- (8) 対象行為に係る景観影響についての調査、予測及び評価の手法
- (9) 景観影響調査の結果のうち、次に掲げるもの
 - ア 景観影響についての調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果
 - イ 景観形成措置
 - ウ 対象行為に係る景観影響の総合的な評価
- 2 相互に関連する2以上の対象行為をしようとする場合は、当該対象行為に係る行為者は、これらの対象行為について、併せて調査書を作成することができる。
- 3 行為者は、調査書に第1項第6号に掲げる事項を記載するに当たっては、現地の状況（当該状況の確認の方法を含む。）及び文献その他の資料により把握した結果（当該資料の出典を含む。）を第4条第1項第2号の規定の例により区分して記載するものとする。
- 4 行為者は、調査書に第1項第1号、第5号及び第7号並びに前項の事項を記載するに当たっては、その概要を適切な縮尺の平面図又は立面図上に明らかにするものとする。
- 5 行為者は、第1項第8号に掲げる事項を記載するに当たっては、第7条に規定する事項及び第8条に規定する評価の手法を記載するものとする。
- 6 行為者は、第1項第9号アに掲げる事項を記載するに当たっては、第3条から第7条までの規定により選定した景観影響についての調査及び予測の手法並びに第8条に規定する評価の手法に基づいて実施した結果並びに第9条第1項及び第2項に掲げる事項を記載するものとする。
- 7 行為者は、第1項第9号イに掲げる事項を記載するに当たっては、前3条の規定により選定した景観形成措置を記載するものとする。この場合において、第11条の規定による景観形成措置の検討の経緯、第12条の規定による景観形成措置の検証の結果及び前条各号に掲げる事項を明らかにするものとする。

第5章 雑則

（委任）（その他）

第15条 この調査指針に定めるもののほか、景観影響調査の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、平成28年3月1日から施行する。

付 則

この告示は、令和5年1月1日から施行する。

別表（第5条、第6条関係）

調 査 の 手 法	予 測 の 手 法
(1) 調査すべき情報 調査は、次に掲げる事項について行う。 ア 主要な視点場の状況 イ 景観資源の状況 ウ 主要な眺望景観の状況 エ 重要な眺望景観の状況 (2) 調査手法 調査は、現地調査及び文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析により行う。 (3) 調査地域 調査の対象とする地域は、主要な視点場の状況、景観資源の状況、主要な眺望景観の状況及び重要な眺望景観の状況を適切に把握できる地域とする。 (4) 調査地点 調査地点は、主要な眺望景観及び重要な眺望景観に係る景観影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。 (5) 調査時期等 調査の対象とする時期又は時間帯は、主要な眺望景観及び重要な眺望景観に係る景観影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期及び時間帯とする。	(1) 予測手法 予測は、主要な眺望景観及び重要な眺望景観についてのフォトモンタージュ法、完成予想図その他の視覚的な表現方法により行う。 (2) 予測地域 予測の対象とする地域は、主要な眺望景観及び重要な眺望景観に係る景観影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。 (3) 予測地点 予測地点は、重要な眺望景観を眺望する主要な視点場、特に景観影響を受けるおそれがある主要な視点場、保全すべき景観への景観影響を的確に把握できる視点場その他の予測に適切かつ効果的な視点場とする。 (4) 予測時期等 予測の対象とする時期又は時間帯は、主要な眺望景観及び重要な眺望景観に係る景観影響を的確に把握できる時期及び時間帯とする。

備考

- 1 この表において「主要な視点場」とは、湖岸、湖上、湖岸道路、琵琶湖近傍の史跡名勝等において不特定多数の人が利用する場所で、景観資源を眺望できるものをいう。
- 2 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な視点場から眺望できる琵琶湖、内湖、樹林、独立峰、山並み等の景観をいう。
- 3 この表において「重要な眺望景観」とは、主要な眺望景観のうち特に優れた景観をいう。